

特定生産緑地の指定

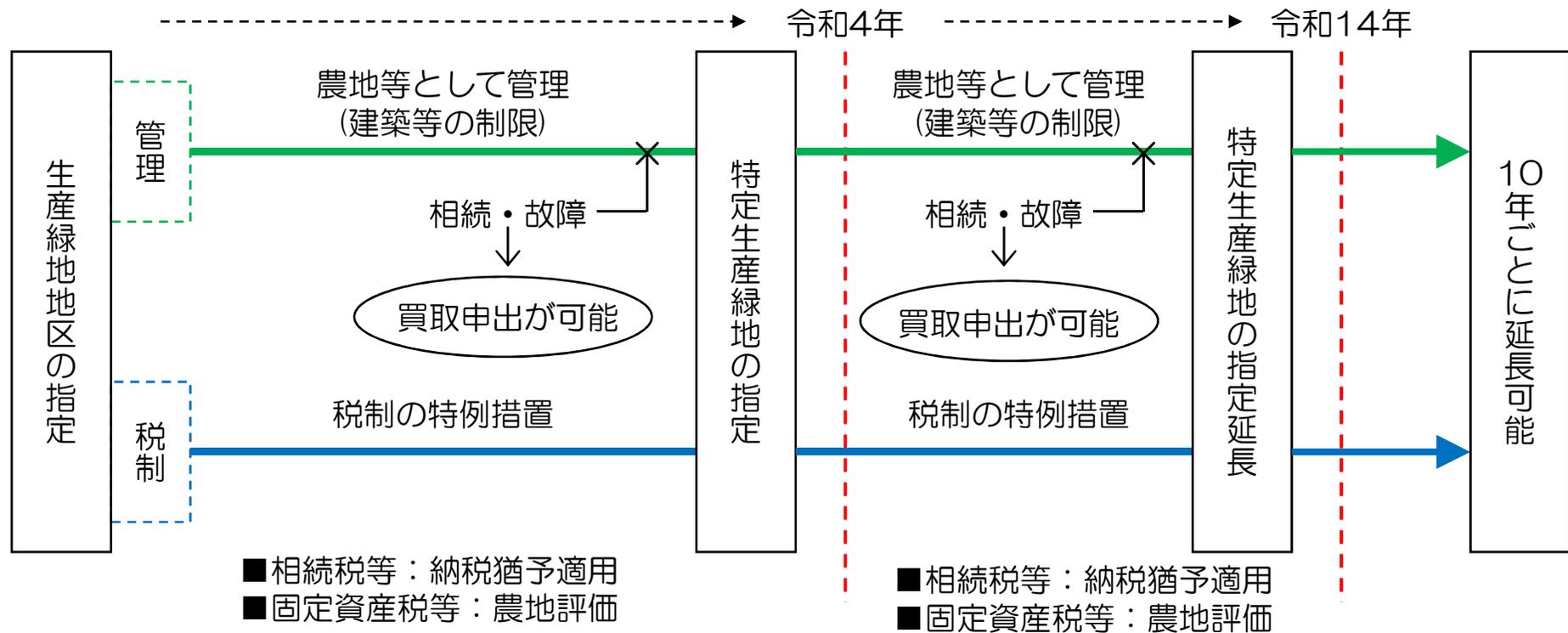
令和4年度第1回東大阪市都市計画審議会

令和4年7月22日（金）

特定生産緑地について

特定生産緑地とは・・・

平成29年の生産緑地法の改正により創設された制度
生産緑地地区の農地等利害関係人の意向をもとに生産緑地
地区を特定生産緑地として指定できる (生産緑地法第10条の2)



特定生産緑地について

都市農業振興基本計画（平成28年策定）

都市農地の位置づけ

「宅地化すべきもの」 → 都市に「あるべきもの」

生産緑地法(昭和49年法律第68号)の改正（平成29年）

- 生産緑地地区の面積要件を条例により緩和できること
- 特定生産緑地制度の創設 等



平成29年度 面積要件の引き下げ

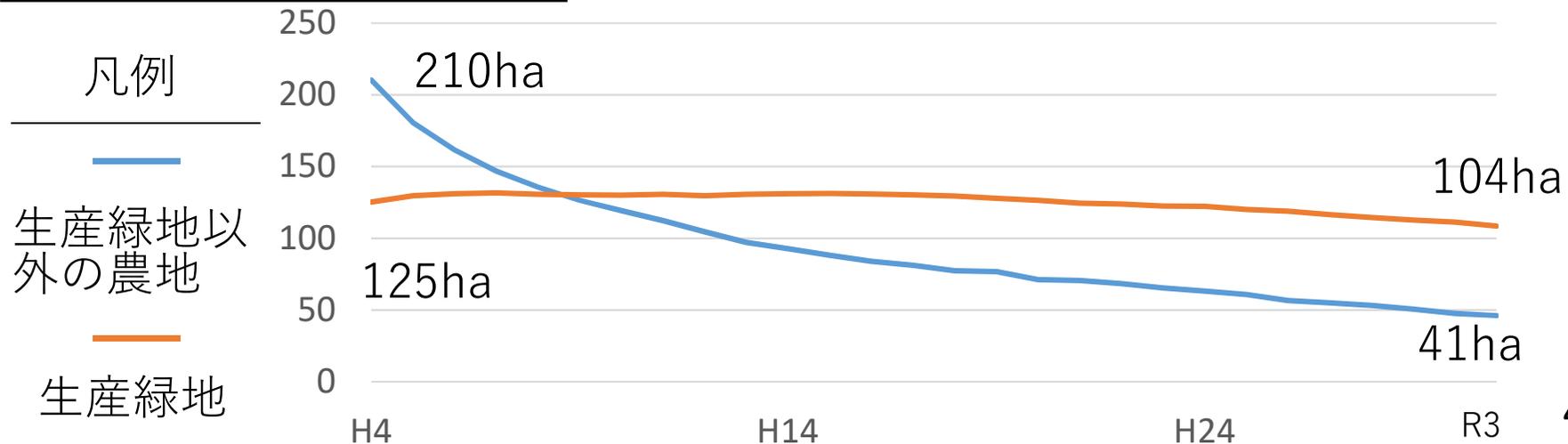
令和元年度 生産緑地地区指定方針の改正

本市の農地に占める生産緑地

農地ごとの面積（令和4年1月1日時点）

農地の種類		面積（ha）
市街化区域内農地	生産緑地	104.29
	生産緑地以外の農地	41.12
市街化調整区域内農地		45.87

平成4年からの変化



生産緑地地区の指定状況

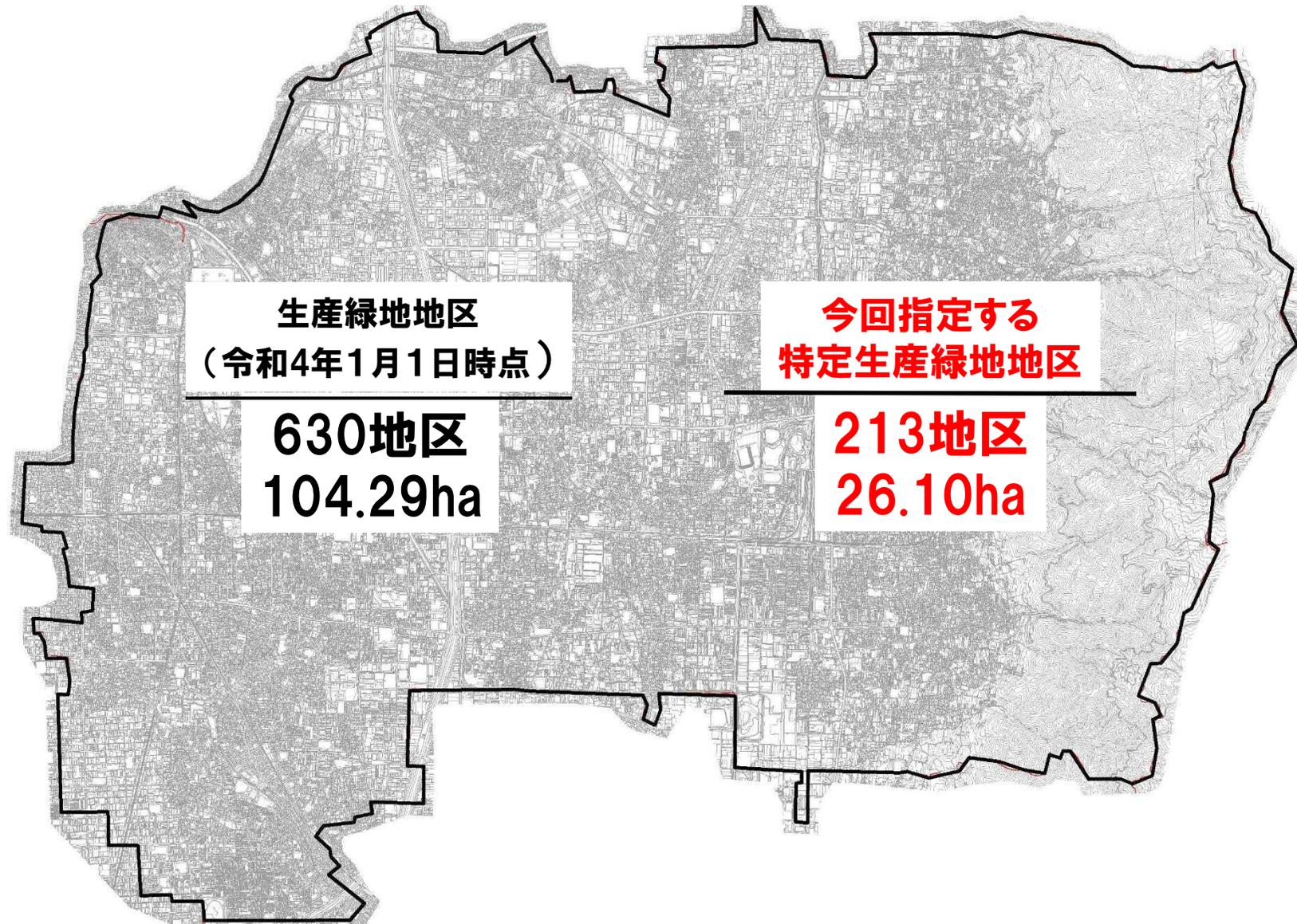
全生産緑地面積と平成4年指定の内訳（令和3年変更時点）

	面積(ha)
全生産緑地	104.29
内 平成4年指定	83.67 (80.2%)

●事務の平準化を図る

複数回に分け都市計画審議会にて意見聴取の上、指定の告示並びに農地等利害関係人に通知を行う

指定の概要



参考

今回までの特定生産緑地指定数

地区数・・・470地区 面積・・・75.62ha

生産緑地の約73%の指定

平成4年指定分について（受付終了）

指定面積・・・83.67ha

うち申請済（最終）・・・74.32ha

平成4年指定分の申請率は約89%

参考

平成5年指定分について

指定面積・・・・2.67ha

うち申請済・・・・1.23ha

平成5年指定分の申請率は約46%

平成5年指定の受付期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

平成6年指定分について

指定面積・・・・1.11ha

うち申請済・・・・0.20ha

平成6年指定分の申請率は約18%

平成6年指定の受付期間 令和3年4月1日～令和6年3月29日

今後のスケジュール等

特定生産緑地指定についての審議会開催予定時期と対象受付期間

審議会開催予定時期	対象受付期間
令和5年11月	R4.1.1～R5.5.31

(参考) 平成5年指定の生産緑地の特定生産緑地指定申請受付は令和5年3月31日までと設定しています。

農地所有者への制度周知の徹底

- J A 広報誌への定期的な制度の掲載
- J A 主催の相談会への参加・サポート
- 市政だよりへの掲載
- 所有者の意向を電話・対面で確認 等